

手形法・小切手法 期末試験

*注意：

- ・マークシートに記入をする時に解答箇所を間違えないよう、十分注意すること。
- ・マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

I. 次の問いに答えよ。

〔第1問〕（配点：5点）

手形・小切手の機能等に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号1の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 小切手は、主に信用の手段として用いられる。
- イ) 日本では、手形・小切手の利用は、過去25年の間、増加傾向にある。
- ウ) 日本の国内では、約束手形に比べて為替手形はあまり用いられない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

手形・小切手と銀行取引に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 約束手形の支払事務は、金融機関に委託されることが通常である。
- イ) 約束手形の満期における取立を金融機関に委任することを、手形割引という。
- ウ) 6か月以内に同じ振出人について不渡が2回生じれば、その者について取引停止処分が行われる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

約束手形の振出人の支払義務に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 振出人は、手形の所持人が支払呈示期間内に適法な支払呈示を行ってはじめて手形の支払義務を負う。
- イ) 振出人が手形の支払を行うことによって、手形上の権利関係は最終的に消滅する。
- ウ) 振出人の支払義務は、法律の規定によって特別に生じるものではなく、振出人の意思表示によって生じるものである。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

約束手形の手形要件に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 支払約束文句は単純なものでなければならず、支払に条件を付す記載は有害的記載事項である。
- イ) 判例によれば、金額欄に文字で「金壱百円也」と記載され、その右上段に数字で「¥1,000,000-」と記載され、金額100万円の手形の印紙税額分の収入印紙が貼付された約束手形の手形金額は、100万円である。
- ウ) 判例によれば、確定日払の約束手形において、振出日の記載は手形上の権利の内容の確定のために必要でないため、振出日の記載のない確定日払手形も有効である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

約束手形の署名に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 通説によれば、A が、実在する他人 B の名称を用いて振出人としての署名をした場合、この署名はA の署名であり、A は振出人として責任を負う。
- イ) 署名の際に用いる名は、芸名でもよい。
- ウ) 当座勘定取引契約上、裏書のための記名捺印の際には銀行届出印を用いなければならず、そうでない手形について銀行は支払をしない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

約束手形の振出の原因関係に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 支払に代えて手形が振り出された場合、原因関係は存続し、受取人は原因債権と手形債権のいずれを先に行使してもよい。
- イ) 支払のために手形が振り出された場合、原因関係は存続し、受取人は手形債権を先に行使しなければならない。
- ウ) 支払のために手形が振り出された場合、受取人が手形を裏書譲渡するだけでは原因債権は消滅しない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

白地手形に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、ある証券が白地手形であるためには、手形債務者となる者の署名があり、手形要件の全部または一部が欠けていることのほか、署名者が受取人や所持人に補充権を授与する意思を有していたことが必要である。
- イ) 判例によれば、白地手形の白地部分を補充せずに支払呈示をしても、支払呈示の効果は認められない。
- ウ) 判例によれば、白地手形の不当補充に関する手形法10条・77条2項は、白地の不当補充が行われた後でこれを取得した者を保護するための規定であり、白地手形を取得した者が補充権の制限に反して補充をした場合については適用されない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅱ. 次の文章を読み、問いに答えよ。

手形法は、約束手形の流通を円滑にするため、また、手形金が迅速かつ確実に支払われるために、様々なルールを設けている。

たとえば、簡易かつ確実な手形の譲渡方法として、裏書が認められる。手形法 17 条・77 条 1 項 1 号によれば、手形が裏書譲渡された場合、被裏書人は、(A) 前者に対する人的関係に基づく抗弁（人的抗弁）の対抗を受けない。また、手形法 16 条・77 条 1 項 1 号によれば、(B) 裏書の連続した手形の所持人は権利者と推定される。ただし、(C) 特殊の裏書については、上記のルールが適用されないこともある。

手形法 40 条 3 項・77 条 1 項 3 号によれば、満期において支払をする者は、悪意または重大な過失がないかぎり免責される。ここでいう悪意とは、所持人の無権利を（ア）を指す。このような免責が認められる前提として、支払をする者は、裏書の連続を調査する義務がある。裏書の連続を欠く手形について、所持人が（イ）の権利移転を証明すれば、手形法 40 条 3 項・77 条 1 項 3 号が類推適用されるとするのが通説である。通説によれば、手形法 40 条 3 項・77 条 1 項 3 号のルールは、（ウ）に類推適用される。

手形法 15 条 1 項によれば、(D) 裏書人は、原則として約束手形の支払を担保する。

〔第 8 問〕（配点：5 点）

空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。（解答番号 8 の解答マーク欄にマークせよ）

1. ア＝証明できる確実な証拠方法があるにもかかわらず、あえて支払ったこと
イ＝断絶部分
ウ＝満期前の支払
2. ア＝証明できる確実な証拠方法があるにもかかわらず、あえて支払ったこと
イ＝断絶部分とそれ以降所持人まで
ウ＝遡求義務者による支払
3. ア＝証明できる確実な証拠方法があるにもかかわらず、あえて支払ったこと
イ＝断絶部分
ウ＝遡求義務者による支払
4. ア＝知っていたこと
イ＝断絶部分とそれ以降所持人まで
ウ＝遡求義務者による支払
5. ア＝知っていたこと
イ＝断絶部分
ウ＝満期前の支払
6. ア＝知っていたこと
イ＝断絶部分とそれ以降所持人まで
ウ＝満期前の支払

〔第9問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各事例のうち、手形法 17 条・77 条 1 項 1 号により振出人が所持人に対して抗弁を対抗することができない事例だけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、いずれの事例でも、所持人は債務者を害することを知って手形を取得したわけではないものとせよ。（解答番号 9 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) A（買主）は売買代金の支払のために B（売主）を受取人とする約束手形を振り出した。B がこの手形を C（所持人）に裏書譲渡した後で、A が売買契約を解除した。
- イ) A（買主）は売買代金の支払のために B（売主）を受取人とする約束手形を振り出した。C はこの手形を B から盗取し、第一裏書欄に B の裏書署名を偽造して被裏書欄を白地とした上で、これを D（所持人）に交付した。
- ウ) A（買主）は売買代金の支払のために B（売主）を受取人とする約束手形を振り出した。B は A との間の手形外の合意により、A の手形金支払義務を 1 年間猶予した。その後、B はこの手形を C（所持人）に裏書譲渡し、C は上記猶予期間経過前に手形の支払を A に請求した。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

下線部（A）に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 10 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、A が B に金融を受けさせるために振り出した融通手形（A が振出人、B が受取人）を C（所持人）が B から裏書により取得した場合、A は、C が同手形を融通手形であると知って取得したのだとしても、これを理由に支払を拒絶することはできない。
- イ) 判例によれば、A が B を受取人とする手形を振り出し、B が C（所持人）に対して負う債務の支払のために同手形を C に裏書譲渡し、その後同債務が完済されて裏書の原因関係が消滅した場合、C が手形を B に返還する義務を負うにもかかわらず手形の支払を A に請求するとしても、A は支払を拒絶することはできない。
- ウ) 判例によれば、A が B を受取人とする手形を振り出し、同手形を B が C に裏書譲渡し、C が D（所持人）に裏書譲渡した場合、A が B に対して原因関係上の抗弁を有することについて C が善意であったとしても、A を害することを知って D が同手形を取得したのであれば、A は D に対して同抗弁を主張することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各約束手形のうち、下線部（B）の裏書の連続があり、所持人が権利者と推定されるものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 受取人が「箱根一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人箱根一郎・被裏書人草津二郎」、第二裏書欄に「裏書人白浜三郎・被裏書人有馬四郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形（その他の裏書欄には記載がない）を、有馬四郎が所持する場合
- イ) 受取人が「琵琶一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人琵琶一郎」の裏書人署名があり被裏書人の記載がない手形（その他の裏書欄には記載がない）を、諏訪二郎が所持する場合
- ウ) 受取人が「下鴨一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人下鴨一郎・被裏書人東風梅男」（なお、東風梅男とは北野二郎の芸名であるとせよ）、第二裏書欄に「裏書人北野二郎・被裏書人伏見三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形（その他の裏書欄には記載がない）を、伏見三郎が所持する場合

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

下線部（C）に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) Aが振り出した約束手形を受取人BがCに裏書譲渡し、これをCがDに裏書譲渡した後で、DがBに戻裏書をした場合、原則として、BはDやCに遡求することができない。
- イ) 判例によれば、Aが振り出した約束手形を受取人BがCに裏書譲渡し、これをCがDに裏書譲渡した後で、DがBに戻裏書をした場合、AがBに対して有していた人的抗弁がBからCへの裏書によって切断されたとしても、戻裏書によって再び同手形の所持人となったBに対して、Aは同抗弁を対抗することができる。
- ウ) 期限後裏書には資格授与的効力はなく、期限後裏書によって約束手形を取得した者への支払には、手形法40条3項・77条1項3号は適用されない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

下線部（D）や支払呈示に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）Aが振り出した約束手形を受取人BがCに裏書譲渡し、これをCがDに裏書譲渡した場合、BはCおよびDに対して担保責任を負い、CはDに対して担保責任を負う。
- イ）約束手形の支払を受けるためには、支払呈示期間内に手形を呈示しなければならない。もっとも、所持人は、支払呈示期間後にはじめて手形を呈示したとしても、裏書人の担保責任を追及することができる。
- ウ）判例によれば、支払場所の記載された約束手形について、支払呈示期間後に支払呈示をすべき場所は、手形に記載された支払場所である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅲ. 次の問いに答えよ。

〔第14問〕（配点：5点）

手形行為と行為能力制限に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

民法5条2項によれば、法定代理人の同意を得ない法律行為は取り消すことができる。通説によれば、この規定は手形行為に適用（ア）。未成年者であるAが約束手形を振り出し、同手形の受取人BがこれをCに裏書譲渡した後で、Aが振出を取り消した場合、手形法7条・77条2項により、BはCに対して（イ）。Aが約束手形を振り出し、未成年者である同手形の受取人BがこれをCに裏書譲渡し、さらにCが同手形をDに裏書譲渡した場合、Dは（ウ）によって保護される。

1. ア＝される
イ＝責任を負わない
ウ＝人的抗弁の切断のルール
2. ア＝される
イ＝担保責任を負う
ウ＝善意取得のルール
3. ア＝される
イ＝責任を負わない
ウ＝善意取得のルール
4. ア＝されない
イ＝担保責任を負う
ウ＝善意取得のルール
5. ア＝されない
イ＝責任を負わない
ウ＝人的抗弁の切断のルール
6. ア＝されない
イ＝担保責任を負う
ウ＝人的抗弁の切断のルール

〔第15問〕（配点：5点）

他人による手形行為に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、P 合資会社の代表社員 A が約束手形の振出人欄に「P 合資会社 A」と記しAの印を押捺した場合、この手形はAがPを代表して振り出したものであり、A個人が振り出したものとはいえないとされた。
- イ) P 株式会社代表取締役 A が P を代表して約束手形を振り出す場合、「P 株式会社」とだけ記すことで有効な署名となる。
- ウ) 判例によれば、他人による手形行為についても表見代理に関する民法 110 条は適用されるが、同条にいう「第三者」は直接の相手方に限る。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

偽造による手形行為に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 通説によれば、偽造による手形行為とは、権限のない者が機関方式による手形行為を行った場合のことをいう。
- イ) 判例によれば、無権代理人の責任に関する手形法 8 条・77 条 2 項は、偽造者については類推適用されない。
- ウ) 会社のために約束手形を振り出す権限を与えられていない従業員が、会社を振出人とする手形を偽造によって振り出した場合、同手形の所持人に対して会社が民法 715 条にもとづく使用者責任を負うことがある。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

約束手形・白地手形の時効に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 約束手形の所持人 C が振出人 A に対して請求を行えば、これによる時効の中断は、裏書人 B に対しても効力を生じる。
- イ) 判例によれば、約束手形の振出人の支払義務について消滅時効が完成した場合、裏書人に対する遡求権もこれに伴って消滅する。
- ウ) 判例によれば、満期の記載のある白地手形の場合、補充権はこれを行使しうべきときから5年の経過によって時効消滅する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

約束手形の喪失に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 喪失した手形について裁判所が除権決定をした後は、同手形上の権利について善意取得が成立することはない。
- イ) 判例によれば、喪失した手形について裁判所が除権決定をしたとしても、これよりも前に同手形を善意取得した者は、同手形に表章された手形上の権利を失わない。
- ウ) 判例によれば、喪失した白地手形について除権決定を得た所持人は、手形外で白地を補充する旨の意思表示をすることができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

小切手に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 小切手は、一覧払または一覧後定期払としてこれを振り出すことができる。
- イ) 持参人払式小切手の場合、所持人が権利者と推定される。
- ウ) 一般線引小切手は、支払人において、銀行または支払人の取引先に対してのみこれを支払うことができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

電子記録債権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 電子記録債権は、原因債権とは別個の債権である。
- イ) 電子記録債権の譲渡記録には、権利移転的効力、資格授与的効力、および、担保的効力が認められる。
- ウ) 電子記録債権は分割して譲渡することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

[第1問] 3 [第2問] 6 [第3問] 5 [第4問] 1 [第5問] 4
[第6問] 5 [第7問] 4 [第8問] 3 [第9問] 6 [第10問] 1
[第11問] 2 [第12問] 4 [第13問] 1 [第14問] 2 [第15問] 3
[第16問] 6 [第17問] 2 [第18問] 4 [第19問] 5 [第20問] 6